

広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四号

広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年広島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>（一般競争入札の公告） 第三条 契約担当職員は、特例政令第六条の規定により公告をする場合における契約規則第十六条の規定の適用については、同条中「十日前（一件の予定価格が五千万円以上である建設工事の請負契約にあつては、十五日前）」とあるのは「<u>四十日前</u>」と、「<u>県報、新聞紙、掲示その他の方法</u>」とあるのは「<u>県報</u>」と、「<u>五日</u>」とあるのは「<u>十日</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>（一般競争入札の公告） 第三条 契約担当職員は、特例政令第六条の規定により公告をする場合における契約規則第十六条の規定の適用については、同条中「十日前（一件の予定価格が五千万円以上である建設工事の請負契約にあつては、十五日前）」とあるのは「<u>四十日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、二十四日前）</u>」と、「<u>県報、新聞紙、掲示その他の方法</u>」とあるのは「<u>県報</u>」と、「<u>五日</u>」とあるのは「<u>十日</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前において行われた公告に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務は、改正後の広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。